

やすらぎ福祉会行動計画（第一期）

2011年3月24日
社会福祉法人
やすらぎ福祉会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2011年4月1日～2015年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用均等法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、子の看護休暇・夜間保育助成などの諸制度を周知する。

（具体的方針）

- ・担当者を配置し、ニュース等で知らせていく。

目標2 所定外労働時間数が月15時間以上の人を月平均8人以内とする。

【現状】 2010年度 10.2人（2月時点） 月15時間以上

（具体的方針）

- ・各事業所で36協定違反を一掃する改善計画を策定し具体化する。
- ・超勤の多い部署で業務改善を含めた超勤改善計画を策定し具体化する。
- ・ノー残業デーなど

目標3 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8日以上とする。

【現状】 2009年度 7.7日 /年間一人当たり
2010年度 6.3日 /年間一人当たり

（具体的方針）

- ・計画的習得など部署ごとに年間を通した促進計画を策定し具体化する。